第三十四条第一項の表第二百八条第二項の項中「当該他の株式会社の」を削り、同条第二項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、「第二項」の下に「、第二百六条の二」を加え、同条第三項の表第二百三十四条第一項の項中「第三十四条第一項」を「第三十二条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同表第七百九十六条第二項各号列記以外の部分の項、第七百九十六条第二項第一号の項及び第七百九十六条第二項第二号の項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同表第七百九十六条第三項の項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「第三十四条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同表第七百九十七条第一項の項、第七百九十七条第二項第一号イの項、第七百九十七条第三項の項、第七百九十七条第四項第一号の項、第七百九十七条第四項第二号の項、第七百九十七条第六項及び第七百九十八条第一項及び第二項の項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同表第七百九十八条第四項及び第五項の項中「及び第五項」を削り、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同表に次のように加える。

第七百九十八条第五項	存続株式会社等は	当該認定事業者である株式会社は
	当該存続株式会社等	当該認定事業者である株式会社
第七百九十八条第六項	効力発生日	特定期日等

第三十四条第四項中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項又は第二十五条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項又は第二十六条第一項」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（剰余金の配当に関する特例）

第三十三条　認定事業者である株式会社が認定計画に従って特定剰余金配当（剰余金の配当であって、配当財産が当該認定事業者の関係事業者の株式又は外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものであるものをいう。次項において同じ。）をする場合における会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百九条第二項第十号	配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。	特定剰余金配当（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十三条第一項に規定する特定剰余金配当をいう。第四百五十九条第一項第四号において同じ。）をする場合を除く。
第四百五十九条第一項各号列記以外の部分	会計監査人設置会社	産業競争力強化法第三十条第一項に規定する認定事業者である会計監査人設置会社
第四百五十九条第一項第四号	第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項。ただし、配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除く。	特定剰余金配当に係る第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項
第四百六十条第一項	同項各号に掲げる事項	同項各号に掲げる事項（産業競争力強化法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項第四号に掲げる事項を除く。）

2　前項の場合において、認定事業者である株式会社（会社法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがあるものに限る。）の定款には、特定剰余金配当に係る同法第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項を取締役会が定めることができる旨の定めがあるものとみなす。

第三十五条を削り、第三十六条を第三十四条とする。

第三十七条第一項中「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同条第二項中「第三十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十八条第一号中「認定事業再編事業者等」を「認定事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。）」に、「行うのに」を「行うために」に改め、同条第二号中「認定特定事業再編事業者等」を「認定特別事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定特別事業再編事業者等」という。）」に、「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に、「特定事業再編の」を「特別事業再編の」に、「行うのに」を「行うために」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十九条第一項第一号中「第四十一条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項第二号中「認定特定事業再編事業者等が認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画」に、「特定事業再編の」を「特別事業再編の」に、「第四十一条第一項」を「第三十九条第一項」に、「認定特定事業再編関連措置」を「認定特別事業再編関連措置」に改め、同条第二項の表中「第三十九条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第三十九条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第四十条第一項中「第二十三条第二項第五号」を「第二十二条第二項第七号」に改め、同条を第三十八条とする。

第四十一条第一項中「認定特定事業再編事業者等」を「認定特別事業再編事業者等」に、「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に、「認定特定事業再編関連措置」を「認定特別事業再編関連措置」に改め、同条第二項中「第四十三条」を「第四十一条」に改め、同条第四項第二号及び第三号ロ中「第四十八条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第三十九条とし、第四十二条を第四十条とし、第四十三条から第四十七条までを二条ずつ繰り上げる。

第四十八条第一項中「第四十一条第四項各号」を「第三十九条第四項各号」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十九条中「第四十七条第三項」を「第四十五条第三項」に改め、同条を第四十七条とする。

第五十条中「商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査

二　国内外における経営資源活用の共同化（研究若しくは開発を行うための施設若しくは設備を共同して整備すること又は情報システムを共同して構築することその他の事業者が経営資源を有効に組み合わせることをいう。）に関する調査

第五十一条第三項中「第五十六条第一項」を「第五十四条第一項」に、「若しくは第五十八条第一項」を「、第五十六条第一項」に、「確認を」を「確認若しくは第五十九条第一項の債権に係る確認を」に改め、第四章第三節中同条を第四十九条とし、第五十二条を第五十条とする。

第五十三条第二号中「第五十五条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十四条の前の見出しを削り、同条第一項の表第三条第一項の項中「第五十四条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第五十二条とし、同条の前に見出しとして「（中小企業信用保険法の特例）」を付する。

第五十五条第一項中「第五十三条第二号」を「第五十一条第二号」に改め、同項の表第三条第一項の項中「第五十五条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第五十三条とし、第五十六条を第五十四条とし、第五十七条を第五十五条とし、第五十八条を第五十六条とする。